

4 水害・越波・土砂災害等に対する災害予防対策について

水害・越波・土砂災害等の未然防止や軽減を図るため、災害復旧や再度災害防止の対策のみならず、災害予防対策が確実に実施できる仕組みを構築すること。

【背景理由等】

四国地方では、平成30年7月の豪雨により、激甚な水害・土砂災害が発生し、幾多の生命と財産が失われました。近年、平成16年、17年、23年、26年、29年、30年、令和2年と相次ぐ台風の襲来や集中豪雨など、地球規模の気候変動による異常豪雨の発生は増加傾向にあり、水害・越波・土砂災害の発生が今後さらに多くなる恐れがあります。

特に、四国においては、人口一人あたりの水害被害額は、全国平均を大きく上回るにもかかわらず、必要な河川整備は十分実施されていない状況であります。また、ゲリラ豪雨など、市街地に降った雨水を排除する内水排除のための下水道整備も必要とされているほか、海岸堤防においては、浸食された海岸の越波被害が増大するなど整備の必要な海岸への対応が遅れています。

このような状態が続ければ、我々が目指す安全で安心な国土づくりにも大きな障害となる恐れがあります。また、被災箇所の後追い的対応に追われ、災害対策の基本である予防対策もままならない状況になっています。さらに、平成30年7月豪雨では、災害時の応急復旧に対応できる設備をあらかじめ準備しておく必要性が明らかになったところです。

河川・ダム・上下水道・海岸・港湾・漁港・砂防・治山事業等は、水害・越波・土砂災害・山地災害から国民の生命と財産を守り、経済・社会活動の基盤となるものであり、その推進は国の最も重要な責務の一つであります。

災害復旧対応や再度災害の防止・軽減のための対策にとどまることなく、災害対策の基本である予防対策として、河川・ダム・上下水道・海岸・港湾・漁港・砂防・治山事業やため池整備事業を確実に実施するための仕組みづくりと併せて、近年、多発する流木災害対策の促進を図る必要があります。

【具体的な提言事項】

(1) 災害防止に必要な予算の確保により、予防対策が確実に実施できる仕組みの構築

水害や越波、土砂災害、山地災害の未然防止や軽減を図り、安全・安心な国土づくりのため、再度災害防止に必要な緊急事業を実施するための予算を災害予防に係る予算とは別枠として確保することにより、災害予防の基本である予防対策が確実に実施できる仕組みを構築すること。

(2) 四国における河川改修事業・ダム事業・上下水道事業・海岸事業・港湾事業・漁港事業・砂防事業・治山事業・ため池整備事業等の早期整備

頻発化・激甚化する自然災害に対する国土強靭化の取組を継続的に実施していく

ため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」後も中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靭化を推進できるよう、「国土強靭化実施中期計画」の事業規模については今後5年間で20兆円強を最低限として、今後の資材価格・人件費高騰等は適切に反映させ、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保したうえで、早期に具現化するとともに、社会資本整備関係予算の総枠を拡大し、地域の実情に応じた補助制度の創設・拡充を図ること。

(3) 水道事業の防災対策に係る財源確保及び災害時における浄水機能の早期復旧への対応

ライフラインの一つである水道事業は、平成30年7月豪雨で浄水場等が被災した結果、長期間の断水を余儀なくされ、早期かつ継続的な耐災害性強化対策の必要性が明らかになったことから、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」に引き続き令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」後も水道施設の停電・土砂災害・浸水災害対策及び水道施設・管路の耐震化をさらに加速化・進化させるため、資本単価をはじめ各種要件の撤廃や交付率の嵩上げなどの財政支援を拡充するとともに、下水道等他の公共インフラと同様に必要な財政措置を拡充すること。また、補助対象の一層の拡大のほか、国土強靭化実施中期計画を早急に策定し、対策期間完了後においても、国土強靭化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むこと。

また、甚大な災害に備えて、浄水機器等を応急的に提供できる支援体制を整備すること。

(4) 様々な手法による効果的な災害予防の推進

土地利用規制と家屋の移転補償を組み合わせるなど、様々な手法を駆使し、費用対効果の高い災害予防を推進すること。